

	単価×4月1日（4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記5の第2項第2号で定める算定対象児者の送迎総利用回数
(6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業	<p>(単価) 算定対象児者1人あたり1,000円（日額）</p> <p>(算式) 単価×4月1日（4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記6の第2項第2号で定める算定対象児者の総数（ただし、週2日を算定上限とする。）</p>

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市重度障害者地域包括支援事業費算定事業所承認申請書

年 月 日

草津市長 印

住所  
申請者名  
代表者名  
電話番号

草津市重度障害者地域包括支援事業特別加算費の承認を受けたいので、草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

1 事業所

名称	所在地	算定対象児者1人当たりの月額、日額または片道の額

2 事業名称

- (1) 重症心身障害者特別加算事業
- (2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業
- (3) 強度行動障害者通所特別支援事業
- (4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業
- (5) 重症心身障害児者送迎加算事業
- (6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業

3 承認申請の対象者

番号	承認を受けようとする者の氏名	生年月日	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

4 添付書類

- (1) 従業者の勤務体制および形態一覧表（写し）
- (2) 平均障害支援区分算出シート（写し）
- (3) その他対象事業所と確認ができる書類（写し）
- (4) 第3条第1項第5号および第6号の事業については、判定スコア（平成18年9月29日厚生労働省告示第556号第7号別表）の合計点が2.5点以上である児者であることが確認できる書類
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号（第5条第2項関係）

草津市重度障害者地域包括支援事業費算定事業所承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

草津市長

印

年 月 日に申請のあった草津市重度障害者地域包括支援事業特別加算費認申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業所

名称	所在地	算定対象児者1人当たりの月額、日額または片道の額

2 事業名称

- (1) 重症心身障害者特別加算事業
- (2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業
- (3) 強度行動障害者通所特別支援事業
- (4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業
- (5) 重症心身障害児者送迎加算事業
- (6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業

3 対象者の承認・却下一覧

番号	氏名	生年月日	承認・却下の別
1			承認・却下
2			承認・却下
3			承認・却下
4			承認・却下
5			承認・却下
6			承認・却下

4 承認期間

年 月 日 ~ 年 月 日

別記様式第4号を削り、別記様式第5号中「（第7条第1項第3号関係）」を「（第7条第1項第2号関係）」に、「草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第3号」を「草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第2号」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「（第7条第1項第4号関係）」を「（第7条第1項第3号関係）」に、「草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第4号」を「草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第3号」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「（第7条第1項第5号関係）」を「（第7条第1項第4号関係）」に、「草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第5号」を「草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第4号」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第7号(第7条第1項第5号関係)

草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書(重症心身障害児者送迎加算事業)

年 月 日

草津市長

宛

住所

申請者名

代表者名

電話番号

㊞

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第5号の規定により、年月分の重症心身障害児者送迎加算費について下記のとおり請求します。

記

金 円

1 請求金額の積算

給付対象事業所名	算定対象児者1人の送迎(片道)当たりの額 ①	算定対象児者の延べ利用回数 ②	請求金額 ①×②
( )	円	日	円

2 添付書類

- (1) 生活介護サービス・児童発達支援サービス・放課後等デイサービスのうちいずれか該当するサービスの提供実績記録票(写し)
- (2) 送迎利用回数実績シート(任意様式)
- (3) 従業者の勤務体制および形態一覧表(写し)(変更があった場合のみ)
- (4) 対象事業所と確認ができるもの(任意様式)(変更があった場合のみ)
- (5) 判定スコア(平成18年9月29日厚生労働省告示第556号第7号別表)の合計点が2.5点以上である児者であることが確認できる書類(変更があった場合のみ)

3 給付金の振込口座

金融機関の名称	銀行 信用金庫 農協等組合	預金種別	普通・当座
		口座番号	
支店等の名称	支店 営業所	フリガナ	
		口座名義	

様式第8号(第7条第1項第6号関係)

草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書(重症心身障害児者入浴支援体制加算事業)

年 月 日

草津市長

宛

住所

申請者名

代表者名

電話番号

㊞

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第6号の規定により、年月分の重症心身障害児者入浴支援体制加算費について下記のとおり請求します。

記

金 円

1 請求金額の積算

給付対象事業所名	算定対象児者1人当たり日額 ①	算定対象児者の延べ利用人員 ②	請求金額 ①×②
( )	円	日	円

2 添付書類

- (1) 生活介護サービス・児童発達支援サービス・放課後等デイサービスのうちいずれか該当するサービスの提供実績記録票(写し)
- (2) 入浴サービス利用日数実績シート(任意様式)
- (3) 従業者の勤務体制および形態一覧表(写し)(変更があった場合のみ)
- (4) 対象事業所と確認ができるもの(任意様式)(変更があった場合のみ)
- (5) 判定スコア(平成18年9月29日厚生労働省告示第556号第7号別表)の合計点が2.5点以上である児者であることが確認できる書類(変更があった場合のみ)

3 給付金の振込口座

金融機関の名称	銀行 信用金庫 農協等組合	預金種別	普通・当座
		口座番号	
支店等の名称	支店 営業所	フリガナ	
		口座名義	

付 則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和4年3月25日揭示済み)

草津市告示第62号

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月25日

草津市長 橋川 渉

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱(令和3年草津市告示第222号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

(令和4年3月25日揭示済み)

草津市告示第63号

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月25日

草津市長 橋川 渉

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市生活困窮者等支援会議設置要綱（令和2年草津市告示第88号）の一部を次のように改正する。

別表中「草津市子ども未来部子ども家庭課  
草津市子ども未来部子ども家庭課（少年センター・あすくる草津）」を  
「草津市子ども未来部子ども家庭・若者課  
草津市子ども未来部子ども家庭・若者課（少年センター・あすくる草津）」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月25日揭示済み）

草津市告示第64号

草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定する者以外の者で」の右に「、次の表の左欄に掲げる建設工事等のうち、(1) 建設工事および(2) コンサルタント業務等については直前決算日、(3) ビルメンテナンス、保安警備等については」を加え、「（以下「基準日」という。）」および「、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じ」を削り、同項の表を次のように改める。

(1) 建設工事（別表第1の左欄に掲げる工事をいう。以下同じ。）	建設工事の入札に参加を希望する工事（以下「参加希望工事」という。）について、次のいずれにも該当する者 ア 別表第1の左欄に掲げる入札参加部門の区分に応じ同表右欄に掲げる建設業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けている者 イ 前項の許可区分について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者
(2) コンサルタント業務等（別表第2の左欄に掲げる業務をいう。以下同じ。）	コンサルタント業務等の入札に参加を希望する業務について、別表第2の左欄に掲げる入札参加部門の区分に応じ同表右欄に掲げる各要件を満たしている者
(3) ビルメンテナンス、保安警備等（別表第3に掲げるもの）	建築物の維持管理その他別表第3号に掲げる業務を業として営む者

第2条第3項を削る。

第3条第2項を削る。

第4条第1号中「市内建設業者」の右に「（草津市内に本社または本店を有する者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「市外建設事業者」の右に「（草津市外に本社または本店を有する者をいう。以下同じ。）」を加え、「5」を「3」に改め、同条中第3号および第4号を削り、第5号を第3号とする。

第6条第1項中「資格の審査は」の右に「、市内建設業者については毎年実施する。また、市外建設業者およびコンサルタント業務等の入札に参加を希望する者については、2年毎に定期的に1回実施し、ビルメンテナンス、保安警備等の入札に参加を希望する者については」を加え、「（以下「中間年」という。）」を削り、同条第2項中「および市内コンサルタント業者」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条第1項関係）

入札参加部門	建設業許可
土木一式工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業または水道施設工事業
建築一式工事	建築工事業または大工工事業
舗装工事	舗装工事業
電気設備工事	電気工事業または電気通信工事業
給排水冷暖房工事	管工事業または熱絶縁工事業
造園工事	造園工事業、石工事業またはタイル・れんが・ブロック工事業
消防設備工事	消防施設工事業
機械設備工事	機械器具設置工事業
塗装工事	塗装工事業
さく井工事	さく井工事業
鉄骨工事	鋼構造物工事業または鉄筋工事
橋梁上部工事	鋼構造物工事業または土木工事業
法面処理工事	とび・土工工事業または防水工事業
建築付帯工事	内装仕上工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、解体工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、建築工事業または大工工事業
交通安全施設工事	とび・土木工事業、塗装工事業、電気工事業、電気通信工事業または機械器具設置工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条第1項関係）

入札参加部門	要件
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録を受けた者
地質調査	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定により登録を受けた者
建築設計監理	建築士法第23条第1項の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者

設備設計監理	建築設備の設計および監理を業とする者
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定により登録を受けた者
測量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定により登録を受けた者
一般調査	建設工事に係る調査業務を行う者で上記に掲げる者以外の者
土木施設維持管理業務	道路、河川等土木工作物または下水道の維持に関する作業で建設工事以外のものを業として営む者 除草については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による土木一式工事の許可を受けており、土木一式工事の許可区分について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者で、審査基準日の直前の2営業年度において、いずれかの年度に除草にかかる実績を有する者 剪定については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による造園工事の許可を受けており、造園工事の許可区分について、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者で、審査基準日の直前の2営業年度において、いずれかの年度に剪定にかかる実績を有する者

別表第4を削る。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年3月25日掲示済み）

草津市告示第66号

都市計画の決定について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画北山田五条・山田



地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月29日

草津市長 橋川 渉

1 都市計画の種類

大津湖南都市計画 北山田五条・山田地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

草津市北山田町の一部、草津市山田町の一部

3 図書の縦覧場所

草津市草津三丁目13番30号

草津市都市計画部都市計画課

(令和4年3月29日揭示済み)

草津市告示第67号

令和4年2月25日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和4年度草津市一般会計予算等の要領は、次のとおりである。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

1 予算題目一覧

令和4年度草津市一般会計予算

令和4年度草津市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度草津市財産区特別会計予算

令和4年度草津市学校給食センター特別会計予算

令和4年度草津市介護保険事業特別会計予算

令和4年度草津市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度草津市水道事業会計予算

令和4年度草津市下水道事業会計予算

令和3年度草津市一般会計補正予算(第11号)

令和3年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度草津市学校給食センター特別会計補正予算(第2号)

令和3年度草津市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予

算(第3号)

令和3年度草津市水道事業会計補正予算(第2号)

令和3年度草津市下水道事業会計補正予算(第2号)

令和3年度草津市一般会計補正予算(第12号)

2 要領 略

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市告示第68号

草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月30日

草津市長 橋川 渉

草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱(平成14年草津市告示第64号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(以下「委託施設」という。)は、」の右に「原則」を加える。

第5条第1項中「草津市高齢者短期宿泊利用申込書」を「草津市高齢者短期宿泊利用(延長)申込書」に改め、同条第2項中「草津市高齢者短期宿泊利用決定通知書」を「草津市高齢者短期宿泊利用(延長)決定通知書」に、「草津市高齢者短期宿泊利用依頼書」を「草津市高齢者短期宿泊利用(延長)依頼書」に、「草津市高齢者短期宿泊利用申込書」を「草津市高齢者短期宿泊利用(延長)申込書」に、同条第3項中「草津市高齢者短期宿泊利用決定通知書」を「草津市高齢者短期宿泊利用(延長)決定通知書」に改める。

第6条中「1か月に1回7日程度」を「1か月程度」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(利用期間の延長手続)

第7条 利用者が前条ただし書の規定による利用期間の延長を希望する場合は、別記様式第1号を提出し

なければならない。

2 前項の規定による利用期間の延長手続については、第5条第2項の規定を準用する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条第1項関係)

草津市高齢者短期宿泊利用(延長)申込書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所

氏 名

利用者との続柄( )

電 話

次のとおり、草津市高齢者短期宿泊の利用を申し込みます。

1 利用者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生( 歳)

性 別 男・女

2 利用(延長)期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 生活保護受給の有無 有・無

4 利用(延長)する理由

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

草津市長

草津市高齢者短期宿泊利用(延長)決定通知書

年 月 日付けで申込のあった標記の件について、草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき決定したことを通知します。

記

1 利用者名

2 利用施設

3 利用(延長)期間 年 月 日 ~ 年 月 日

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条第2項関係)

第 号  
年 月 日

施設長 様

草津市長

草津市高齢者短期宿泊利用(延長)依頼書

標記の件について、草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき決定しましたので、下記の者の利用を依頼します。

記

1 利用者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生( 歳)

性 別 男・女

2 利用(延長)期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 生活保護受給の有無 有・無

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年3月30日揭示済み)

草津市告示第69号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等として確認を行ったので、同法第58条の11第1号および第2号の規定により告示する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 渉

特定子ども・子育て支援施設等 別紙のとおり

特定子ども・子育て支援 実施者の名称	特定子ども・子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種類						備考		
				未発行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	認可 保育事業 ③	一時預か り事業 ④	児童 発達 支援 事業 ⑤	法外 児童 福祉 事業 ⑥			
1 学校法人草津弘徳同心会	草津幼稚園	525-0034	草津二丁目13-24	○	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用可	併用可	
2 学校法人聖パウロ学園	光泉カトリック幼稚園	525-8566	野路町178	○	-	○	-	-	-	令和3年3月30日 併用可	併用可	
3 学校法人草津キリスト教学校	信愛幼稚園	525-0032	大路一丁目17-11	○	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用可	併用可	
4 学校法人若竹学園	若竹幼稚園	525-0031	若竹町1-8	○	-	-	-	-	-	令和元年9月26日 -	-	
5 医療法人徳洲会 近江草津 徳洲会病院	かかやき保育所	525-0054	東矢倉三丁目34-52	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日 -	-	
6 キッズルームたんぽぽ	キッズルームたんぽぽ	525-0031	若竹町1-13吉岡ビル 1階	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日 -	-	
7 社会医療法人誠光会	社会医療法人誠光会 保育所	525-8585	矢橋町1660	-	○	-	○	-	-	令和元年9月26日 -	-	令和3年7月1日に「草津総合 病院院内託児所」として 施設名称変更
8 草津ヤクルト販売株式会社 タービュ	草津ヤクルト販売株式会社草津セ ンター	525-0027	野村一丁目22-25	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日 -	-	
9 NPO法人遊楽シュタイナーこ ども園そら	子ども園そら	525-0036	草津町1556-3	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日 -	-	
10 子どもの部屋	子どもの部屋	525-0025	西浪川二丁目6-8	-	-	-	-	-	-	令和元年9月26日 令和3年9月30日(辞退)	-	令和3年9月30日で事業廃止
11 特定非営利活動法人エヌ ビーズオーブ子どもネットワ ークセンター兵気村	こんぱいとう自然保育園	525-0033	東草津一丁目1-15	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日 -	-	
12 医療法人美譽会 南草津病 院	ひまわり託児所	525-0059	野路九丁目9-28 黒川ビル 2F	-	-	-	-	-	-	令和元年9月26日 令和3年2月28日(辞退)	-	令和3年2月28日で事業廃止
13 有限会社ボンサンス	プティット草津ルーム	525-0027	野路四丁目13-14	-	-	-	-	-	-	令和元年9月26日 令和3年9月19日(辞退)	-	令和4年9月13日で事業廃止
14 株式会社マンアップ	プティット南草津ルーム	525-0059	野路一丁目4-16 MNR-3 1F	-	○	-	-	-	-	令和元年9月26日 -	-	
15 草津市	草津市立笠縫子ども園	525-0028	上笠一丁目6-1	-	-	○	-	-	-	令和3年9月30日 併用不可	併用不可	
16 草津市	草津市立笠縫東子ども園	525-0023	平井三丁目8-2	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	
17 草津市	草津市立草津中央おひさまこども園	525-0034	草津三丁目13-10	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	
18 草津市	草津市立志津こども園	525-0041	善地町845	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	
19 草津市	草津市立若上こども園	525-0066	矢橋町4	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	
20 草津市	草津市立玉川こども園	525-0059	野路九丁目6-43	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	令和2年4月1日に玉川幼稚園 からこども園に移行
21 草津市	草津市立常盤こども園	525-0006	志那中町278	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	令和2年4月1日に常盤幼稚園 からこども園に移行
22 草津市	草津市立矢倉こども園	525-0053	矢倉二丁目5-21	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日 併用不可	併用不可	令和4年4月1日に矢倉幼稚園 からこども園に移行
23 草津市	草津市立矢橋ふたばこども園	525-0066	矢橋町888-1	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	
24 草津市	草津市立山田こども園	525-0063	高山田町7672-2	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日 併用不可	併用不可	

特定子ども・子育て支援 提供者の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種類						実施を行った年月日	備考	
			未就学 幼児園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	時間外 保育事業 ④	併設保 育事業 ⑤	子育て援助 活動支援事 業(フリース タイム・サ ンター) ⑥			
25 社会福祉法人協会 あゆみこども園	525-0023	平井二丁目13-3	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	預かり保育事業 (①)と利用開始 した認可外保育施設等 (②③④⑤⑥)の 併用可否(※ 欄外参照)
26 社会福祉法人あさひ保育園 あさひこども園	525-0072	笠山一丁目1-40	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日(④一時) 令和2年3月30日(③預かり)	併用不可	令和2年4月1日にあさひ保育園からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
27 社会福祉法人エンチ倶楽部 エンチ保育園	525-0056	南笠町777	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
28 社会福祉法人志保保育園 志保保育園	525-0041	青地町946	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可	
29 社会福祉法人さくらがおか さくら保育園	525-0057	桜ヶ丘一丁目1-2	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
30 社会福祉法人二條会 さくらこども園	525-0041	青地町1248-1	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
31 社会福祉法人二條会 さくらこども園	525-0066	矢権町235	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日(③預かり) 令和3年3月30日(④一時)	併用不可	R3.4から③預かり保育事業を 開始
32 社会福祉法人二條会 さくらこども園	525-0066	矢権町189	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日(④一時) 令和3年3月30日(③預かり)	併用不可	令和2年4月1日にさくらこども園 からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
33 社会福祉法人協会 虎川あゆみこども園	525-0025	西浜川二丁目7-7	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
34 社会福祉法人華栄会 くるみこども園	525-0029	下笠町85	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可	令和3年4月1日にくるみ保育園 からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
35 社会福祉法人救済すまのこ すまのこども園	525-0051	水川町591-1	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
36 学校法人京都高等学校 たちばな大野こども園	525-0032	大野二丁目1-55	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
37 株式会社成基 TAMランド野路こども園	525-0059	野路八丁目16-10	-	-	○	○	-	-	令和2年3月30日	併用不可	
38 学校法人滋賀カトリック学 園 認定こども園草津カトリック幼稚園	525-0034	草津一丁目9-21	-	-	○	-	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
39 社会福祉法人みのり 認定こども園みのり	525-0028	上笠一丁目1-22	-	-	○	○	-	-	令和元年9月26日	併用不可	
40 社会福祉法人華栄会 緑波くるみこども園	525-0048	追分南五丁目20-21	-	-	○	-	-	-	令和3年3月30日	併用不可	令和2年4月1日に緑波くるみ 保育園からこども園に移行 R3.4から③預かり保育事業を 開始
41 有限会社ボンス あおば南草津保育園	525-0050	南草津三丁目1-2	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	
42 社会福祉法人くじら かがやきくじら保育園	525-0048	追分南一丁目9-3	-	-	-	○	-	-	令和3年3月30日	-	
43 株式会社京進 京進のほいくえんHOPPA草津大野園	525-0032	大野一丁目15-41 ミナ ビル	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	
44 株式会社京進 京進のほいくえんHOPPA草津野路園	525-0050	野路六丁目11-4 コンフォート ビル	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	
45 株式会社HOPPA 京進のほいくえんHOPPA草津若竹園	525-0031	若竹町7-10 AC721 2F	-	-	-	○	-	-	令和元年9月26日	-	



特定子ども、子育て支援 拠団体の名称	特定子ども、子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども、子育て支援施設等の種類					確認を行った年月日	預かり保育事業 (⑩) の利用時 における、認可 外保育施設等 (⑪⑫⑬⑭) の (保外参加)	備考
				未認可 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	認可外 保育事業 ③	一時預 かり室 ④	病児保 育事業 ⑤			
46 株式会社HOPPA	点進のまいくえんHOPPA南草津駅前 園	525-0050	南草津二丁目2-4 パデシオン南 草津駅前 1F	-	-	-	○	-	令和元年9月26日	-	-
47 社会福祉法人くじら	草津くじら保育園	525-0036	草津町1988	-	-	-	○	-	令和4年3月30日	-	-
48 社会福祉法人京滋会	草津コベル保育園	525-0044	草津市岡本町773	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-	-
49 社会福祉法人草津保育園	草津保育園	525-0054	東矢倉一丁目3-22	-	-	-	○	-	令和元年9月26日	-	-
50 社会福祉法人聖パウロ会	光泉カトリック保育園	525-0055	野路町362	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-	-
51 社会福祉法人ご縁会	さくら坂小規模保育園	525-0034	草津一丁目4-27	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-	-
52 有限会社サンサンス	第二おおば南草津保育園	525-0055	野路町3001	-	-	-	○	-	令和元年9月26日	-	-
53 有限会社サンサンス	第三おおば草津保育園	525-0032	大路三丁目1-31 Terrace ism. 2-1	-	-	-	○	-	令和4年3月30日	-	-
54 特定非営利活動法人スボ キッズ	玉川たちち小規模保育園	525-0059	野路九丁目1-38	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-	-
55 株式会社成基	TAMランド草津園	525-0027	野村一丁目3-2 SKキューブ 1F	-	-	-	○	-	令和元年9月26日	-	-
56 株式会社成基	TAMランド野路つぼみ園	525-0069	野路八丁目16-11	-	-	-	○	-	令和2年3月30日	-	-
57 特定非営利活動法人スボ キッズ	西沢川たちち小規模保育園	525-0025	西沢川一丁目16-51	-	-	-	○	-	令和2年3月30日	-	-
58 有限会社オプティス豆の木	豆の木保育園	525-0032	大渡一丁目7-1-109号 TOWER・ 111	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-	-
59 有限会社オプティス豆の木	豆の木保育園アトラスタワー	525-0032	大渡一丁目9-1-109号 クロスア ベニュー草津	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-	-
60 社会福祉法人博縁会	レイモンド東矢倉保育園	525-0054	東矢倉一丁目5-18	-	-	-	○	-	令和3年3月30日	-	-
61 医療法人コス小児科	晴沢保育園 オルミス	525-0027	野村八丁目3-10	-	-	-	-	○	令和元年9月26日	-	-
62 社会福祉法人日光会草津総 合病院	病児保育室 湯だまり	525-8585	矢橋町1660	-	-	-	-	○	令和元年9月26日	-	-
63 特定非営利活動法人ユニズ ン・クセナール・キッズ・サ ポート・センター	草津中ファミリアー・サポー ト・センター	525-0033	草津津一丁目1-15	-	-	-	-	-	令和元年9月26日	-	○

※「併用不可」：当該施設においては、預かり保育事業を平日8時間かつ年間200日以上実施されているため、預かり保育の保育料のみが無償化の対象となります。  
「併用可」：当該施設においては、預かり保育事業が平日8時間未満または年間200日未満で実施されているため、預かり保育の利用に加え、認可外保育施設等(⑫⑬⑭)を利用される場合も保育料が上記額の内無償化の対象となります。

(令和4年3月31日揭示済み)

## 草津市告示第70号

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市産後ケア事業実施要綱（平成28年草津市告示第206号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「産後4月未満の母親」を「場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から起算して4月を経過する日の前日まで（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあつては、出産日から起算して出産予定日の前日までおよび当該予定日から起算して4月を経過する日の前日まで）の女子」に改める。

別記様式第1号および別記様式第4号中「㊟」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
（様式に関する経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市産後ケア事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

（令和4年3月31日揭示済み）

## 草津市告示第71号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

（令和4年3月31日揭示済み）

## 草津市告示第72号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定に基づき、令和4年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所および期間を次のとおり定める。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

- 1 縦覧場所 草津市草津三丁目13番30号  
草津市総務部税務課資産税係
- 2 縦覧期間 令和4年4月1日（金）から令和4年5月31日（火）までの執務時間内（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
- 3 縦覧に供する台帳
  - (1) 土地価格等縦覧帳簿
  - (2) 家屋価格等縦覧帳簿

（令和4年3月31日揭示済み）

## 草津市告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
介護相談となりぐみ	滋賀県草津市上笠二丁目18番16号	株式会社エーダンライフ 滋賀県草津市新浜町463番地19	代表取締役 松永 将孝 滋賀県草津市新浜町463番地19	居宅介護支援	令和4年4月1日	2570601837

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第74号

草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市介護保険料減免取扱要綱（平成12年草津市告示第184号）の一部を次のように改正する。

付則第4項および第5項各号列記以外の部分中「令和4年」を「令和5年」に改める。

第6項中「令和4年」を「令和5年」に、「令和3年」を「令和4年」に改める。

第7項第1号中「令和4年」を「令和5年」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

年 月 日

草津市長 宛

主たる生計維持者 住所  
氏名

新型コロナウイルス感染症の影響による収入等申告書

次のとおり私の収入等を申告します。

1 主たる生計維持者の収入等

令和3年中の収入額等 【令和3年1月～12月まで】 市 記入欄

種類	収入額 (A)	所得額 (B)	平成30年度税制改正の影響を遮断するための控除額
営業等	円	円	
農業	円	円	
不動産	円	円	
山林	円	円	
給与	円	円	円
雑	円	円	円
その他	円	円	
合計	円	円	円

上記の所得額の合計が0円以下の場合、減免の対象となっても減免額は0円となります。

令和4年中の収入額等 【令和4年1月～12月まで】

種類	申請時までの収入額(実績) (C)	申請時以降の収入額(見込) (D)	収入(見込)額 C + D (E)	保険金・損害賠償等により補填される額 (F)	保険金・損害賠償等での補填後の収入額 E + F (G)
営業等	円	円	円	円	円
農業	円	円	円	円	円
不動産	円	円	円	円	円
山林	円	円	円	円	円
給与	円	円	円	円	円
雑	円	円	円	円	円
その他	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円

事業等の廃止・失業の場合は該当する方を○で囲んでください。 事業等の 廃止 ・ 失業

2 主たる生計維持者の事業収入等の減少率

種類	令和3年中の収入額 (A)	令和4年中の収入額 (G)	減少率 (A-G)/A×100 (H)
営業等	円	円	%
農業	円	円	%
不動産	円	円	%
山林	円	円	%
給与	円	円	%

上記に、減少率が30%（3割）以上となるものがない場合は、減免の対象にはなりません。  
また、減少率が30%（3割）以上となるものがある場合であっても、その所得額（B）の合計が0円以下の場合は、減免の対象となっても減免額は0円となります。

3 2において令和4年中の収入額が令和3年中の収入額より30%（3割）以上の減少となった主な理由（いずれかに○をつけてください）

収入減少の理由	
○	新型コロナウイルス感染症の影響によるもの
○	期間満了に伴う退職や転職など、上記以外の理由によるもの

上記の理由が「新型コロナウイルス感染症の影響によるもの」以外の場合は減免の対象にはなりません。

4 1の令和3年中の所得額のうち、2で収入額が30%（3割）以上減少したものの以外の所得額の合計

円	令和3年中の合計所得金額 <sup>※</sup> のうち、減少率（H）が30%（3割）以上になったもの以外の所得額（B）の合計を記入してください。 ※介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいいます。
---	---

上記の額が400万円を超える場合は減免の対象にはなりません。

同意書

収入等を証明する書類の提出が困難な場合など、本申告書の内容を審査するにあたって必要があるときは、保険者が官公署、銀行、雇用主またはその他の関係人等に収入の状況等についての報告を求めることに同意します。

主たる生計維持者 住所  
氏名

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の草津市介護保険料減免取扱要綱付則第2項の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料の減免について適用する。

(経過措置)

2 令和3年度分の保険料に対する減免については、なお従前の例による。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第75号

草津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成19年草津市告示第157号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 連携型 児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

第4条第1号中「ひろば型にあってはおおむね」を「ひろば型 おおむね」に改め、同条第2号中「センター型にあってはおおむね」を「センター型 おおむね」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 連携型 おおむね就学前の児童および保護者 第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 連携型 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上（非常勤職員を可とする。）。ただし、連携施設に勤務している職員等からの支援を受けることができる体制を整えること。

第7条第1項第1号中「、かつ、1日5時間以上」を「かつ1日5時間以上」に改め、同項第2号中「、かつ」を「かつ」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 連携型 週3日以上かつ1日3時間以上

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第76号

草津市児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市児童健全育成事業補助金交付要綱の一部



を改正する要綱

草津市児童健全育成事業補助金交付要綱（平成5年草津市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第2条および第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において「児童健全育成事業」とは、児童館活動（「児童館の設置運営要綱」（平成2年8月10日付け滋児第1187号滋賀県厚生部長通知）に基づいて実施される児童館の設置および運営を行うことをいう。）をいう。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、児童館活動事業に要する経費とする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金額
児童館活動事業に要する経費（人件費、旅費、報償費、消耗品費、光熱水費、賄材料費、通信運搬費、使用料及び賃借料、保険料、広告料、修繕料、備品購入費その他市長が定める経費）	事業活動に必要な市長が定める額。ただし、児童健全育成事業の実施期間が1年未満の児童館にあつては、その実施月数分とする。

別記様式第1号中児童福祉施設併設型民間児童館活動の項を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

年度草津市児童健全育成事業補助金所要額内訳表  
児童館活動 単位（円）

施設名	開設年月日	対象経費				基準額 E	市費補助基準額 F (DとEとを比較して少ない方の額)	要市費補助額 G	備考
		支出予定額 A	国県支出金 B	その他収入 C	差引額 (D=A-B-C)				

別記様式第3号中児童福祉施設併設型民間児童館活動の項を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

年度草津市児童健全育成事業補助金収支精算額内訳表  
児童館活動 単位（円）

施設名	開設年月日	対象経費				基準額 E	市費補助基準額 F (DとEとを比較して少ない方の額)	要市費補助額 G	備考
		実支出額 A	国県支出金 B	その他収入 C	差引額 (D=A-B-C)				

付 則  
（施行期日）

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。（経過措置）
- 改正後の草津市児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市児童健全育成事業補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

（令和4年3月31日揭示済み）

草津市告示第78号

草津市消防団員互助会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市消防団員互助会事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市消防団員互助会事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第71号）の一部を次のように改正する。

別表中「報酬」を「年額報酬」に、「16.15%」を「8%」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以降の補助金について適用する。

（令和4年3月31日揭示済み）

草津市告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年3月31日から令和4年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供

する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 涉

道路の種別 市道

路線名 1261 南笠東中央線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市笠山一丁目字笹ノ口417番4から	変更前	4.5~4.8	22.0	
草津市笠山一丁目字笹ノ口417番10まで	変更後	6.0~6.0	22.0	

路線名 2341 追分矢倉南山田線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分八丁目字荒堀703番6から	変更前	5.5~11.8	91.1	
草津市追分八丁目字中尾593番まで	変更後	5.3~11.8	91.1	

路線名 2351 野路矢橋線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路二丁目字瓦屋1098番2から	変更前	3.3~16.0	1805.2	
草津市矢橋町字花田214番1まで	変更後	3.3~16.0	1800.3	

路線名 3408 下笠外環状線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字内西3273番から	変更前	3.2~5.0	16.2	
草津市下笠町字夷子3472番まで	変更後	3.2~8.3	16.2	

路線名 3701 南山田御倉線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町字小市500番から	変更前	3.0~4.0	21.7	
草津市南山田町字桃ヶ淵443番1まで	変更後	3.9~4.0	21.7	

路線名 3704 矢橋新浜線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市矢橋町字花ノ木805番3から	変更前	3.4~6.9	24.9	
草津市矢橋町字花ノ木805番1まで	変更後	6.6~7.6	24.9	

路線名 3806 矢橋野路西線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路町字榊差1251番23から	変更前	3.3~6.0	72.1	
草津市野路町字榊差1250番3まで	変更後	4.0~6.6	72.1	

路線名 3807 南笠西中央線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南笠東一丁目字領木599番から	変更前	5.1~23.1	102.7	
草津市南笠東一丁目字領木602番27まで	変更後	5.1~23.1	102.7	

路線名 3903 岡本若草線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市岡本町字大谷1000番3から	変更前	4.2~20.0	31.9	
草津市岡本町字大谷1000番3まで	変更後	4.2~20.0	31.9	

路線名 3911 新草津川北線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市矢倉一丁目字中島876番4から	変更前	6.9~7.6	80.3	
草津市矢倉一丁目字中島881番1まで	変更後	11.2~12.8	80.3	

路線名 3912 新草津川南線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市東草津三丁目字上戸苅223番16から	変更前	10.2~14.1	23.2	
草津市東草津三丁目字上戸苅222番22まで	変更後	10.2~14.1	23.2	

路線名 4316 下笠16号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字川中967番1から	変更前	3.3~4.7	133.3	
草津市下笠町字辻出980番1まで	変更後	4.3~6.0	133.3	

路線名 5527 下笠南7号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市下笠町字樋尻663番から	変更前	3.3~6.8	32.2	
草津市下笠町字樋尻667番1まで	変更後	3.3~6.8	32.2	

路線名 5595 上笠南48号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市上笠四丁目字松木630番4から	変更前	6.0~11.6	73.0	
草津市上笠四丁目字松木630番55まで	変更後	5.3~11.6	73.0	

路線名 6313 西渋川北5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市西渋川二丁目字スタレ21番6から	変更前	4.8~8.2	52.1	
草津市西渋川二丁目字スタレ18番7まで	変更後	8.1~8.1	52.1	

路線名 6318 西渋川北9号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市西渋川二丁目字スタレ20番14から	変更前	6.0~11.2	85.0	
草津市西渋川二丁目字スタレ20番1まで	変更後	6.0~11.3	85.1	

路線名 7207 南山田東5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町字大市645番1から	変更前	2.5~6.0	93.0	
草津市南山田町字鬼塚717番2まで	変更後	2.5~6.0	93.0	

路線名 7212 南山田東10号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町字小市493番から	変更前	3.1~9.3	151.2	
草津市南山田町字大池486番まで	変更後	3.1~11.3	151.2	

路線名 7215 南山田東13号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町字里中806番1から	変更前	1.4~3.0	93.2	
草津市南山田町字里中811番3まで	変更後	2.0~3.9	91.2	

路線名 7217 南山田東15号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町 字南平424番1 から	変更前	4.1~9.4	410.9	
草津市南山田町 字桃ヶ淵477番 1まで	変更後	4.9~10.1	407.9	

路線名 7247 南山田東19号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町 字里中825番か ら	変更前	5.0~21.0	284.2	
草津市南山田町 字小市499番ま で	変更後	5.3~22.9	279.1	

路線名 8518 南笠西6号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南笠町字 風呂海道952番 から	変更前	2.3~7.6	218.3	
草津市南笠町字 風呂海道948番 1まで	変更後	2.3~7.6	218.3	

路線名 9128 東草津北8号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市東草津二 丁目字下戸苅 273番11から	変更前	3.6~3.6	13.0	
草津市東草津二 丁目字下戸苅 273番11まで	変更後	4.0~4.0	13.0	

路線名 9222 追分北2号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分五丁 目字中尾597番 1から	変更前	3.0~15.4	322.5	
草津市追分五丁 目字中尾455番 19まで	変更後	3.0~18.0	322.5	

路線名 9224 追分北4号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分五丁 目字中尾441番 から	変更前	3.8~9.2	285.8	
草津市追分五丁 目字中尾427番 まで	変更後	3.8~9.6	286.2	

路線名 9253 追分北17号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分五丁 目字中尾426番 から	変更前	3.7~7.8	95.5	
草津市追分五丁 目字中尾602番 1まで	変更後	3.7~7.9	94.6	

路線名 9303 追分南3号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市追分八丁 目字荒堀704番 から	変更前	4.5~12.0	225.9	
草津市追分八丁 目字荒堀704番 12まで	変更後	4.5~12.0	226.3	

路線名 9376 野路17号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路七丁 目字蓮池1443番 1から	変更前	3.7~6.0	91.2	
草津市野路七丁 目字蓮池1445番 2まで	変更後	5.0~6.8	91.2	

路線名 9479 野路75号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市野路東四 丁目字狸山1854 番16から	変更前	6.0~10.2	12.3	
草津市野路東四 丁目字狸山1855 番1まで	変更後	6.0~11.6	12.3	